

# 第6期常滑市障がい福祉計画 第2期常滑市障がい児福祉計画 (令和3年度～令和5年度) 【概要版】

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨 (p. 1)

「第6期常滑市障がい福祉計画及び第2期常滑市障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)及び「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援並びに地域生活支援事業などの各種サービスが計画的に提供されるように整備する計画です。

### 2 計画の位置づけ (p. 2)

「第6期常滑市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられます。「第2期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。また、本計画は、国の法律を踏まえるとともに、愛知県の計画や本市の各種関連計画との整合を図ります。

なお、本計画の基本的な考え方については、障がい者施策の総合的な理念や方針を示す「第4次常滑市障がい者基本計画」に準ずるものとします。

### 3 計画の対象者 (p. 3)

「第6期常滑市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方、「第2期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法による障害児通所支援を受ける方を対象とします。

### 4 計画の期間 (p. 4)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
常滑市障がい福祉計画	第5期			本計画 第6期		
常滑市障がい児福祉計画	第1期			第2期		
常滑市障がい者基本計画	第4次					

## Ⅱ 障がい福祉計画

### 1 成果目標 (p. 18)

本項目では、障害者総合支援法に基づき厚生労働省が令和2年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び第5期障がい福祉計画の目標達成状況を踏まえ、本市の実情に合わせて令和5年度の成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行(変更) (\_\_\_\_\_は第5期計画からの変更部分)

- ①令和5年度末までの地域生活移行者数：2人 (令和元年度時点の施設入所者数×6%以上(国の指針))  
②令和5年度末時点の施設入所者の削減数：1人 (令和元年度時点の施設入所者数×1.6%以上(国の指針))  
(参考) 令和元年度末時点の施設入所者：20人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(変更)

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、精神障がいのある人の関係者の協議の場を設置・活用する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(変更)

常滑市障がい者総合支援協議会を活用し、年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等(変更)

- ①令和5年度中の一般就労への移行者数：12人 (令和元年度の一般就労者者数×1.27倍以上(国の指針))  
うち就労移行：8人、就労継続A型：0人、就労継続B型：4人  
(参考) 令和元年度の一般就労移行者数：9人  
うち就労移行：6人、就労継続A型：0人、就労継続B型：3人  
②一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者：7割  
③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合：7割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

令和5年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

- ・障害福祉サービス等に係る研修へ職員が積極的に参加する。
- ・令和5年度までに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について、事業所と共有する体制を構築し、研修会等を実施する。

## 2 障害福祉サービス (p. 26)

成果目標及びこれまでの実績等を踏まえ、障害福祉サービスの見込み量を定めて本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。以下の障害福祉サービスの見込み量を定めます。

訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系	生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）
居住系	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援
相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

## 3 地域生活支援事業 (p. 32)

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等にあわせて実施する事業です。以下の地域生活支援事業の見込み量を定めます。

必須事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援制度、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業
任意事業	訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、知的障害者職親委託制度、日中一時支援事業、生活サポート事業、居室確保支援事業、社会参加促進事業

# Ⅲ 障がい児福祉計画

## 1 成果目標 (p. 42)

(1) 障がい児に対する地域支援体制の構築（変更）（\_\_\_\_\_は第1期計画からの変更部分）

①令和5年度末までに、現在の児童発達支援センターで身体障がい児の受け入れができるよう体制を整備

②令和5年度末までに、保育所等訪問支援の利用体制を構築

(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（変更）

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、圏域内に充実

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（変更）

令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を、引き続き圏域内に確保

## 2 障害児通所支援 (p. 46)

障がい児を支援するための障害児通所支援等のサービスの見込み量を定めます。

障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
障害児相談支援	障害児相談支援
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数
子ども・子育て支援等	保育園、認定こども園、児童育成クラブ
障がい児の保護者への支援【新規】	ペアレントトレーニング受講者数、ペアレントプログラム受講者数、ペアレントメンター人数、ピアサポート活動参加人数

## IV 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたり、SDGs (Sustainable Development Goals) の基本理念である「誰ひとり取り残さない」という視点のもと、障がい福祉施策に取り組んでいきます。

### 1 計画の推進体制 (p. 52)

総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行い、計画の推進に努めます。

### 2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等について市広報やホームページなどにより情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

### 3 障がい児者に対する理解と啓発

障がいについての正しい知識の普及・啓発に努め、障がい児者に対する理解の促進を図るとともに、共に暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

### 4 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。

### 5 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については総合支援協議会に対し報告を行い、意見等を求め、変更や見直し等必要な対策を講じることで、計画を推進していきます。